

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	理容所の使用前の検査
②	法令名	理容師法
③	法令番号	昭和22年法律第234号
④	根拠条項	第11条の2
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	<p>第十一条の二 <u>前条第一項(※)</u>の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十二条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。</p> <p>※第十一条 理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第十一条の四第一項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。</p>
⑦	審査基準	<p>理容師法第11条、第11条の2、第12条 理容師法施行規則第19条、第26条、第27条 理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例第4条 理容師法施行細則第3条、第6条</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 10日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	10日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	